

平塚市教育委員会令和3年4月定例会会議録

開会の日時

令和3年4月22日（木）14時

会議の場所

平塚市役所本館7階720会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 目黒 博子 委員 梶原 光令 委員 守屋 宣成

説明のため出席した者

◎学校教育部

学校教育部長	石川 清人	教育指導担当部長	工藤 直人
教育総務課長	宮崎 博文	教育総務課課長代理	太田 恵
教育総務課企画担当長	松本 信哉	教育施設課長	平田 勲
学校給食課長	熊川 泰成	学務課長	市川 豊
教職員課長	宮坂 正	教育指導課長	石井 鮮太
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所長	鈴木 真吾
子ども教育相談センター所長	神田 陽一		

◎社会教育部

部長	平井 悟	社会教育課長	鈴木 和幸
中央公民館長	西山 聡之	スポーツ課長	佐野 公宣
中央図書館長	小林 裕治	博物館長	浜野 達也
美術館長	戸塚 清		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和3年4月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和3年3月定例会の会議録の承認をお願いする。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見が無いので、令和3年3月定例会の会議録は承認されたものとする。

1 教育長報告

(1)(仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業実施方針及び要求水準書(案)の公表について

【報告】

○吉野教育長

本事業の実施方針及び要求水準書（案）の公表について報告するものである。
詳細は、学校給食課長から報告する。

○学校給食課長

始めに、「1 事業進捗について」について説明する。新たな平塚市学校給食センターの整備・運営事業については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく事業手法により行っていくことを昨年11月に決定した。これにより、給食センター整備等の事業についての概要・募集スケジュールや選定に関する事項及び業務範囲などをまとめた「実施方針」と、事業者に対して要求する業務の範囲・実施条件など業務水準を示した「要求水準書（案）」を公表する。また、今年度については、この実施方針に基づき事業者の募集、選定、落札者の決定を行う。

次に、「2 公表のスケジュール」について説明する。4月21日に実施方針と要求水準書（案）を公表した。各資料は、市のウェブサイトへの掲載のほか、学校給食課の事務室でも閲覧できる。また、4月28日から6月4日までの期間については、事業者に向け「説明会」、「現地見学会」、「直接対話」、「実施方針に関する質問の受付・回答」を行う。そして、7月に特定事業の選定と公表を行う予定である。

次に、「4 事業の実施スケジュール（予定）」について説明する。今回の新しい学校給食センターの建設・整備とその後の約15年間の給食センターの運営を行う事業者の決定は、本年12月を予定している。事業契約の締結は来年4月に行い、そこから給食センターの設計と建設を令和6年6月までの約2年3か月をかけて行う。そして、令和6年9月から小・中学校への給食提供を開始して、令和21年3月末までが契約期間となる。

最後に、「5 添付資料」について説明する。今回資料には、本事業の概要や事業者の選定に関する事項などが掲載された「実施方針」と実際に行う業務内容や満たすべき条件などが記載された「要求水準書（案）」を添付している。

【質疑】

なし

(2)平塚市学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について

【報告】

○吉野教育長

「平塚市学校給食費の管理に関する条例」の施行に関し必要な事項を定めるため、新た

に規則を制定することを報告するものである。

詳細は、学校給食課長から報告する。

○学校給食課長

始めに、「1 制定理由」について説明する。「平塚市学校給食費の管理に関する条例」については、2月の教育委員会定例会にて教育長臨時代理報告を行った。この条例第7条には「この条例に関し必要な事項は規則で定める」とされているため、規定に基づき規則を制定するものである。

次に、「2 規則の要点」について説明する。この規則では、学校給食費の額や納付について、その他学校給食費の管理に関して必要な事項を定めている。

次に、「3 規則の構成」について説明する。第1条ではこの規則の趣旨について、第2条では学校給食費の額について、第3条では学校給食費の納付について、第4条では学校給食に関する提出書類について、第5条では学校給食費の減免について、それぞれ定めており、第6条ではこの規則に定めるもののほか条例の施行に関し必要な事項を市長が定めることを定めている。附則第1項ではこの規則の施行期日を定めており、施行期日は本年4月1日となっている。附則第2項ではこの規則の制定に伴う経過措置を定めている。そして、別表1では学校給食費の額を定めており、給食費の月額を4,300円、1食に相当する額を253円としている。転入や転出が月の途中にあった場合には、その月に給食を食べた日数に253円を乗じた金額を給食費とする。別表2では給食費の減額について定めており、表の左欄「区分」の上段はアレルギーなどの理由により牛乳を飲めない児童の給食費について、下段は牛乳だけを飲む児童について、それぞれ月額と1食相当額を記載している。

【質疑】

なし

(3)令和3年度教職員の配置状況について

【報告】

○吉野教育長

今年度の市内小・中学校の児童・生徒数、学級数及び職員数について報告するものである。

詳細は、教職員課長から報告する。

○教職員課長

令和3年4月5日現在の配置状況について報告するものである。

始めに、児童数について、小学校では普通学級在籍児童が11,676人と前年度比224人の減、特別支援学級在籍児童が444人と前年度比22人の増となり、合計12,120人と前年比202人の減となった。中学校では普通学級在籍生徒が6,117人と35人の増、特別支援学級在籍生徒が216人と前年度比11人の増となり、合計6,333人と前年度比46人の増となっ

た。

次に、学級数について、小学校では普通学級が 381 学級と前年比 1 学級減、特別支援学級が 101 学級と 3 学級の増となり、合計 482 学級と前年度比 2 学級の増となった。中学校では、普通学級が 173 学級と前年度比 1 学級の減、特別支援学級が 51 学級で前年度比 3 学級の増、合計 224 学級と前年度比 2 学級の増となった。

最後に、教職員数について、小学校では 758 人と前年度比 6 人の減、中学校では 462 人と前年度比 8 人の増となり、県費負担教職員は合計 1,220 人となった。

【質疑】

○目黒委員

小学校は学級数が増えているが教職員数が減となっている。対して、中学校は学級数と教職員数が共に増となっているがなぜか。

○教職員課長

小学校は新規採用者の減少により拠点校指導員の加配数が減り、逆に中学校は新規採用者の増加により拠点校指導員等の加配数が増えたことが主な理由である。

(4)その他

なし

2 議案第1号 平塚市学校施設の個別施設計画の策定について

【提案説明】

○吉野教育長

教育環境を充実させること目的に計画を策定するものである。

詳細は、教育施設課長が説明する。

○教育施設課長

本計画の目的は「平塚市公共施設等総合管理計画」に基づく個別計画として、学校施設の長寿命化を基本とした改修を行うとともに、必要に応じて適正な規模に再編することで維持管理コストの削減及び平準化を図りつつ、教育環境の充実を図ることである。

計画期間については、総合管理計画などの関連計画と整合を図りながら、概ね5年で見直しを行い10年以上の計画となるよう更新する。

本計画では、2つの基本方針を定めており、1つは保全に関する基本方針として、計画的な施設改修により快適性やバリアフリー等の施設機能を向上させることで教育環境の充実及び長寿命化を図ることである。もう1つは再編に関する基本方針として、将来における児童、生徒数の減少に伴う学校の在り方として、施設の縮小や統合、複合化等の再編を検討することとしており、検討に当たっては、インクルーシブ教育や学級数、通学区域、地域コミュニティなどに配慮し進めて行くこととしている。また、学校施設の建替えや統合、複合化などの検討にあたっては「学校現場を始め地域住民の理解が不可欠であること

から、今後、庁内における研究・検討体制を整備し、学校や市民との意見交換を図る仕組みづくりを進めることとしている。

なお、本計画では、今後 10 年間の各学校の改修などの対策内容を示しており、対策内容に記載のない建物についても将来の方向性を踏まえ検討を進め、概ね 5 年で見直しを行っていく。

最後に、今後のスケジュールだが、本日の御審議の後、庁議、定例行政報告会を経て、5 月 24 日には計画策定の公表を予定している。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

3 議案第2号 平塚市心臓疾患判定委員会委員の委嘱について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市心臓疾患判定委員会委員を委嘱するものである。

詳細は、学務課長が説明する。

○学務課長

平塚市心臓疾患判定委員会は、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 6 条第 1 項に規定されている健康診断の検査項目のうち、「心臓の疾病及び異常の有無」について検査結果に基づき判定し、幼児児童生徒の適正な管理指導を行うために設置している。当委員会は、平塚市附属機関設置条例における附属機関と位置付けられており、詳細は平塚市心臓疾患判定委員会規則で定められている。平塚市心臓疾患判定委員会規則第 3 条第 1 項に「委員会の委員は、医師のうちから教育委員会が委嘱する。」とあり、この規定に基づき、委員 5 人を令和 3 年 5 月 1 日からの 2 年間、委嘱するものである。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

4 議案第3号 平塚市腎臓疾患判定委員会委員の委嘱について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市腎臓疾患判定委員会委員を委嘱するものである。
詳細は、学務課長が説明する。

○学務課長

平塚市腎臓疾患判定委員会は、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 6 条第 1 項に規定されている健康診断の検査項目のうち、「尿」について検査結果に基づき判定し、幼児児童生徒の適正な管理指導を行うために設置している。当委員会は、平塚市附属機関設置条例における附属機関と位置付けられており、詳細は平塚市腎臓疾患判定委員会規則で定められている。平塚市腎臓疾患判定委員会規則第 3 条第 1 項に「委員会の委員は、医師のうちから教育委員会が委嘱する。」とあり、この規定に基づき、委員 5 人を令和 3 年 5 月 1 日からの 2 年間、委嘱するものである。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

5 議案第 4 号 平塚市結核対策委員会委員の委嘱について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市結核対策委員会委員を委嘱するものである。
詳細は、学務課長が説明する。

○学務課長

平塚市結核対策委員会は、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 6 条第 1 項に規定されている健康診断の検査項目のうち、「結核の有無」において、健康診断における問診調査と学校医による診察の結果を基に、結核感染が疑われる児童生徒の管理方針を検討するとともに、地域における学校の結核対策の管理方針を検討するために設置している。当委員会は、平塚市附属機関設置条例における附属機関と位置付けられており、詳細は平塚市結核対策委員会規則で定められている。平塚市結核対策委員会規則第 3 条第 1 項に「委員会の委員は、医師並びに学校の校長及び養護教諭のうちから教育委員会が委嘱する。」とあり、この規定に基づき、委員 7 人を令和 3 年 5 月 1 日からの 2 年間、委嘱するものである。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

6 議案第5号 平塚市教育支援委員会委員の委嘱等について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市教育支援委員会委員を委嘱等するものである。
詳細は、子ども教育相談センター所長が説明する。

○子ども教育相談センター所長

平塚市教育支援委員会は、平塚市附属機関設置条例の定めるところによる附属機関として、障害のある児童生徒の就学に係る支援の在り方について、調査・審議するために設置されており、詳細は平塚市教育支援委員会規則で定められている。今回、同規則第2条第1項に基づき、24人を委員として委嘱又は任命するものである。また、同規則第2条第2項により、委員任期は令和3年5月1日からの1年となる。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

7 その他

なし

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会4月定例会は閉会する。

(14時27分閉会)